

# 草津市地域防災計画

## 大規模事故災害対策編

平成24年3月

草津市防災会議



## 目 次

第1部 総則	1
第1章 計画方針	1
第2章 地域防災計画全体の構成および内容	1
第3章 計画の修正	2
第4章 他の法令に基づく計画との関係	2
第5章 計画の習熟	2
第2部 共通する応急対策	3
第1章 基本方針	3
第2章 大規模事故発生時の通報	3
第3章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	3
第4章 事故対策本部の設置等	4
第1節 事故対策本部の設置・廃止	4
第2節 動員体制	4
第3節 通信連絡体制	5
第4節 救急医療・援助	5
第5節 消防活動	5
第6節 救助物資の輸送	5
第7節 応急復旧用資機材の確保	5
第8節 輸送力の確保	5
第9節 事故処理	5
第3部 個別大規模事故災害対策	6
第1章 雑踏事故災害対策	6
第1節 災害想定	6
第2節 災害予防計画	6
第3節 情報連絡体制	7
第4節 基本的な応急対策	7
第2章 湖上災害事故対策	8
第1節 災害想定	8
第2節 災害予防計画	8
第3節 情報連絡体制	9
第4節 基本的な応急対策	9
第3章 航空機事故対策	10
第1節 災害想定	10
第2節 情報連絡体制	10
第3節 捜索・救助活動体制	10
第4節 基本的な応急対策	10
第4章 鉄道事故対策	11
第1節 災害想定	11
第2節 情報連絡体制	11

第3節	基本的な応急対策.....	11
<b>第5章</b>	<b>道路事故対策.....</b>	<b>12</b>
第1節	災害想定.....	12
第2節	情報連絡体制.....	12
第3節	基本的な応急対策.....	12
<b>第6章</b>	<b>毒物劇物事故対策.....</b>	<b>13</b>
第1節	災害想定.....	13
第2節	災害予防計画.....	13
第3節	情報連絡体制.....	13
第4節	基本的な応急対策.....	13
<b>第7章</b>	<b>危険物爆発事故対策.....</b>	<b>14</b>
第1節	災害想定.....	14
第2節	災害予防計画.....	14
第3節	情報連絡体制.....	14
第4節	基本的な応急対策.....	15
<b>第8章</b>	<b>大規模火災対策.....</b>	<b>16</b>
第1節	災害想定.....	16
第2節	災害予防計画.....	16
第3節	情報連絡体制.....	16
第4節	基本的な応急対策.....	17

## 第1部 総則

### 第1章 計画方針

雑踏事故、湖上災害事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、毒物劇物事故、危険物爆発事故、大規模火災等、突発的な大規模災害は年とともに増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立つ。特に、地震、風水害等の自然災害と複合した場合においては、多くの犠牲者が発生することが考えられ、大きな社会不安を惹起している現状にある。

一方、大規模事故は自然災害と異なり、特殊な資機材を必要とする災害や専門性を必要とする災害もあり自然災害と異なる対応が求められることもある。

これらの大規模な事故災害に対処して、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

### 第2章 地域防災計画全体の構成および内容

地域防災計画全体(以下、防災計画とする。)は、風水害等対策編、震災対策編、大規模事故災害対策編、原子力災害対策編および資料編で構成する。

草津市地域防災計画	風水害等対策編	第1部 総則 第2部 市の概況と防災対策の推進方向 第3部 災害予防計画 第4部 災害応急対策計画 第5部 災害復旧計画
	震災対策編	第1部 総則 第2部 市の概況と防災対策の推進方向 第3部 災害予防計画 第4部 災害応急対策計画 第5部 災害復旧計画
	大規模事故災害対策編	第1部 総則 第2部 共通する応急対策 第3部 個別大規模事故災害対策
	原子力災害対策編	第1部 原子力発電所の事故 第2部 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故
	資料編	風水害等対策編関連資料 震災対策編関連資料 大規模事故災害対策編関連資料

また、この防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- 1 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災計画、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。
- 2 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発

生を防御し、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。

- 3 災害復旧計画は、災害の発生後被災した住民生活および諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。

### **第3章 計画の修正**

この防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

### **第4章 他の法令に基づく計画との関係**

この防災計画は、市の地域における災害対策に関する総合的かつ基本的な計画であり、国の防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画に抵触してはならないとされている。本計画は、滋賀県地域防災計画と整合を図り、策定に当たっては滋賀県知事に報告する。また、国民保護計画等、市で公表している他の計画との整合を図る。

### **第5章 計画の習熟**

この防災計画は本市における災害対策の基本となる計画であり、草津市防災会議を中心として、各機関は、平素から研究、訓練、その他の方法により、この防災計画の習熟に努めなければならない。

## 第2部 共通する応急対策

### 第1章 基本方針

雑踏事故、湖上災害事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、毒物劇物事故、危険物爆発事故、大規模火災等により、多数の死傷者が発生し、または発生するおそれがある場合は、当該事故関係機関はもちろん、関係防災機関は応急対策に万全を期する。

### 第2章 大規模事故発生時の通報

大規模事故が発生した場合の原因者は、直ちに次の関係機関に通報するものとする。

通報先関係機関名	所在地	電話番号	備考
県防災危機管理局	大津市京町四丁目1-1	528-3432	528-4994(FAX)
草津市危機管理課	草津市草津三丁目13-30	563-2325	561-2482(FAX)
草津警察署警備課	草津市大路二丁目11-16	563-0110	(市防災)801
湖南広域消防局 災害管制センター災害管理課	栗東市小柿三丁目1-1	552-8119	
西日本旅客鉄道(株) 草津保安区	草津市渋川1丁目	562-0266 562-3295	(草津駅)802
東海旅客鉄道(株)新幹線 鉄道事業本部(総務課)	大阪市東淀川区西淀路1-2-56	06-302-7961	
西日本高速道路株栗東管理事務所	栗東市小野758	552-2281	
大阪ガス(株)京滋導管部 保安指令センター	京都市下京区中堂寺栗田町93番地	075-315-9104	803
関西電力(株)草津営業所	草津市若竹町10-7	562-0021	滋賀営業所520-2611
大阪空港事務所	豊中市蛍池西町3-55-5	06-6841-1121	
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜3-30	522-5101	
びわこ放送(株)	大津市鶴の里16-1	524-0151	
日本赤十字社滋賀県支部	大津市京町四丁目3-38	522-6758	
西消防署	草津市下笠町341-1	568-0119	701(市防災)
南消防署	草津市野路九丁目1-46	564-4951	702

### 第3章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱は、風水害等対策編ならびに震災対策編、原子力災害対策編に準ずる

## 第4章 事故対策本部の設置等

大規模事故災害が発生した場合は、防災関係機関は救急医療、救助その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。

### 第1節 事故対策本部の設置・廃止

#### (1) 設置

大規模事故災害により相当な被害が予想される場合、市長は事故対策本部を設置する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。市長が出張または病気などにより本部長の業務を遂行できない場合、副市長が代行する。

#### (2) 開設場所

事故対策本部は、庁舎2階特大会議室におく。また、本部長が必要と認めた場合、現地に現地対策本部を設置する。

#### (3) 廃止

- ア 市内において災害のおそれなくなったとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき
- ウ 災害応急対策が概ね完了したとき
- エ その他本部長が必要なしと認めたとき

#### (4) 県への報告

事故対策本部を設置または廃止した場合は、県に報告を行う。

### 第2節 動員体制

#### (1) 事故対策本部の組織体制

事故対策本部の組織は災害対策本部に準ずる。

本部の運営は、総括班が運営事務を行い、本部長および副本部長、本部員、事務局で構成される本部会議が事故対策の方針決定を行う。

#### (2) 動員計画

##### ア 勤務時間内の動員

危機管理課長が庁内放送または電話により行う。

##### イ 勤務時間外の動員

- (ア) 宿直が防災関係機関または住民からの通報を受けた時は、直ちに危機管理課長に連絡する。
- (イ) 危機管理課長は、市長、副市長、教育長、危機管理監に報告し協議の上、各班長に伝達する。
- (ウ) 各班長は、班員を直ちに非常召集する。

### 第3節 通信連絡体制

市、県および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努める。

各災害ごとの連絡体制は、第3部個別大規模事故災害対策に示すとおりである。

### 第4節 救急医療・援助

(1) 市、県および当該事故関係機関は迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講ずる。

ア 医師および看護師の派遣

イ 医療器材および医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助

エ 現地における応急対策および負傷者の救急医療施設の確保

(2) 災害拠点病院等の措置

大規模な事故等により、集団的に発生した負傷者に迅速、的確な医療救護を行うため、事故発生と同時に通報を受けた災害拠点病院等は、直ちに救護班による現地での医療救護活動を行うとともに、医療施設（災害拠点病院等）も受け入れ体制の確保に努める。

### 第5節 消防活動

湖南広域消防局および消防団は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

### 第6節 救助物資の輸送

市、県および当該事故関係機関は、相互に連絡を行い被災者に必要な物資を速やかに確保し、搬送するものとする。

### 第7節 応急復旧用資機材の確保

市、県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

### 第8節 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な交通規制等を実施し、輸送を行う等、輸送力の確保に努めるものとする。

### 第9節 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

## 第3部 個別大規模事故災害対策

大規模事故災害の場合、想定される災害の様相により、それぞれ準備が必要な資器材、あるいは専門性が必要な対応、情報伝達体制、連携体制が異なる。

本項では、想定されている雑踏事故、湖上災害事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、毒物劇物事故、危険物爆発事故、大規模火災等についてそれぞれの災害特性を考慮した対応について計画するものである。

### 第1章 雑踏事故災害対策

#### 第1節 災害想定

市域あるいは、市隣接地域で開催される多くの人出を伴う祭礼、花火大会、興業、競技その他の各種行事、他の災害で発生した帰宅困難者における雑踏事故。

#### 第2節 災害予防計画

##### 第1 雑踏事故防止に関する体制の確立

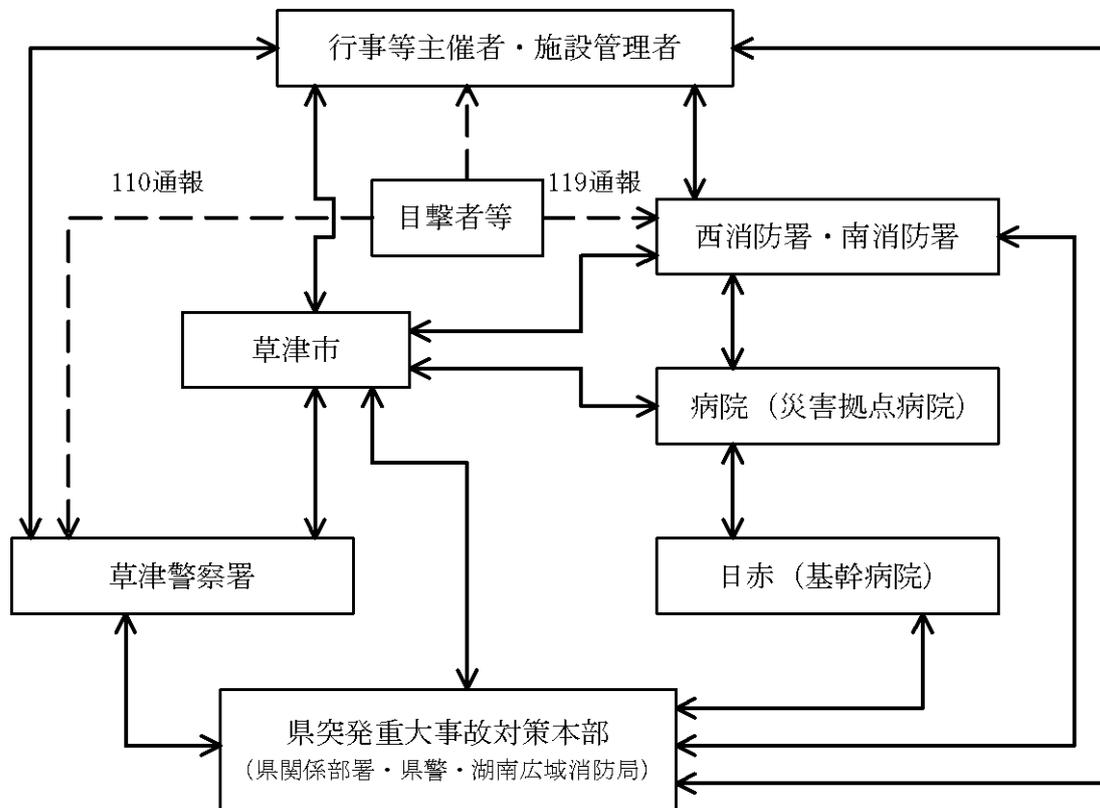
- (1) 雑踏事故防止に関する平素の措置
  - ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析
  - イ 市および警察、行事開催関係機関(開催者、開催警備会社等)、消防機関、輸送機関、医療機関、その他の関係機関との協力体制、連携体制の確立
- (2) 帰宅困難者等の他の災害により発生した雑踏による事故
  - ア 情報提供体制の確立
  - イ 誘導體制の確立

##### 第2 行事開催前の予防

- ア 行事計画書の確認
- イ 行事の規模、範囲の事前確認
- ウ 警察による警備上の指導等  
(警察庁通達丙地第20号：雑踏事故の防止について－雑踏事故防止に関する指針－)
- エ 市と警察、行事開催者との事前調整
- オ 交通規制体制の情報共有

### 第3節 情報連絡体制

災害発生時の連絡体制は、次のとおりとする。



### 第4節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

## 第2章 湖上災害事故対策

### 第1節 災害想定

市沿岸あるいは対岸の湖上において発生した船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等、消火活動や人命救助を必要とする大規模な船舶事故。多くの小型船艇を巻き込んだ風による漂流事故。湖岸周辺道路で発生したタンクローリー等事故による油や毒物等の湖内流入で被害が発生した場合、あるいは被害の可能性がある場合。

大規模な事故とは船舶所有者等で解決できず多くの人的投入が必要な事故。

### 第2節 災害予防計画

#### 第1 消火活動や人命救助等を必要とする大規模な船舶事故対策

大規模な船舶事故対策として次の項目に対し体制を確立する。

- (1) 情報伝達体制の確立
- (2) 救助・救護体制の確立
- (3) 関係機関の連携体制の確立
- (4) 救援拠点構築体制の確立

#### 第2 油等の流出事故対策

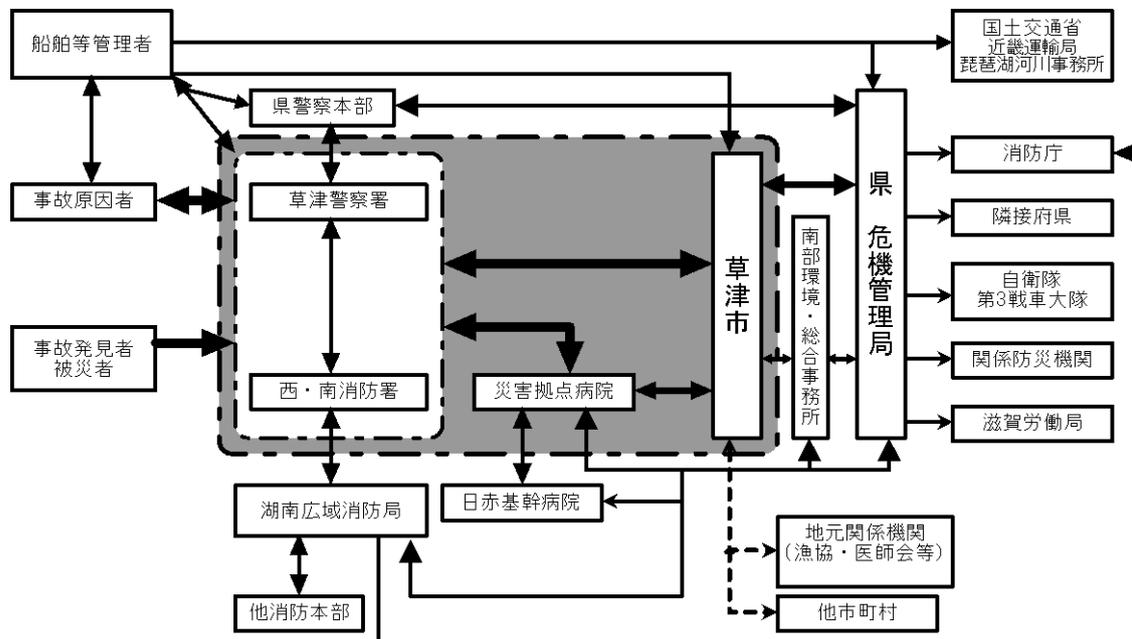
船舶事故あるいは陸上よりの油流入等による油等流出事故対策として次の項目に対し体制を確立する。

- (1) 流出油処理体制の確立
- (2) オイルフェンス等の資器材調達・運搬体制の確立
- (3) 消防体制の確立
- (4) ボランティア受入れ体制の確立
- (5) 湖岸周辺住民の避難体制の確立
- (6) 医療・救護体制の確立

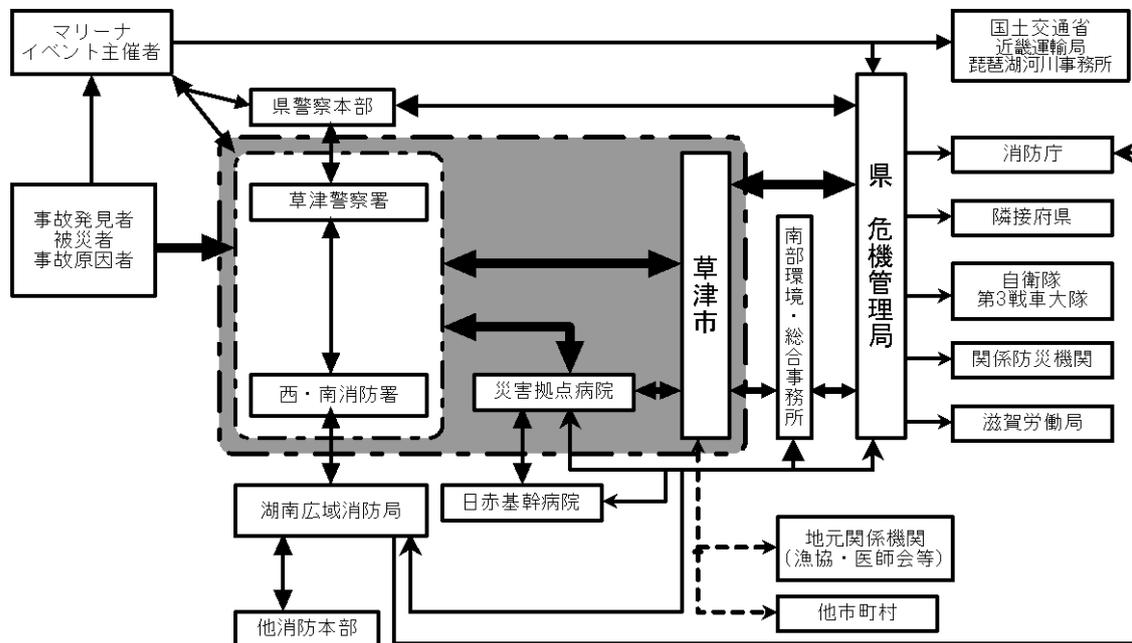
なお、毒物・劇物が湖内に流入した場合、もしくは流入の恐れがある場合は、第3部第6章毒物劇物事故対策の対応を含める。

### 第3節 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



大型船舶事故、大規模油流出事故(陸上から湖への油流出事故を含む)の場合



イベント等で発生した多くの小型船舶漂流事故等の場合

### 第4節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

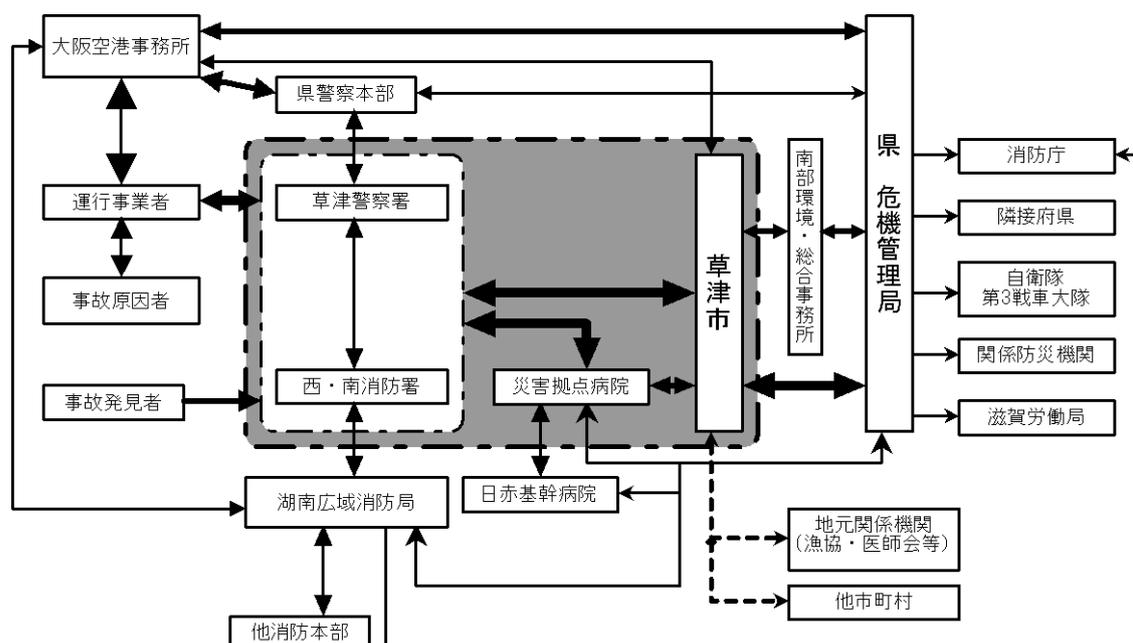
### 第3章 航空機事故対策

#### 第1節 災害想定

市域において、航空機の墜落、炎上等により大規模な事故が発生した場合

#### 第2節 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



#### 第3節 捜索・救助活動体制

市域の湖岸に漂着した要救助者の捜索・救助体制を早期に確立する。

#### 第4節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

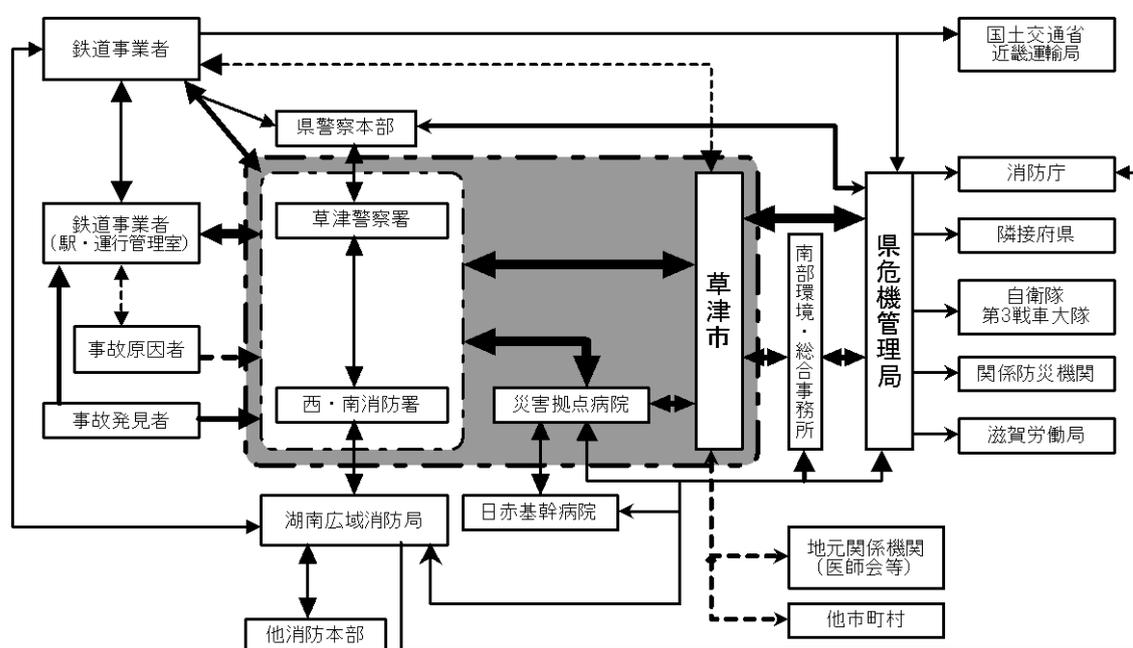
## 第4章 鉄道事故対策

### 第1節 災害想定

市内を運行する JR の沿線および駅等の鉄道施設において脱線転覆や衝突などにより、多数の死傷者を伴う大規模な事故の発生を想定し、駅舎内で発生した雑踏による事故災害は、大規模事故災害対策編第3部個別大規模事故災害対策第1章雑踏事故災害対策で定める。

### 第2節 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



### 第3節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

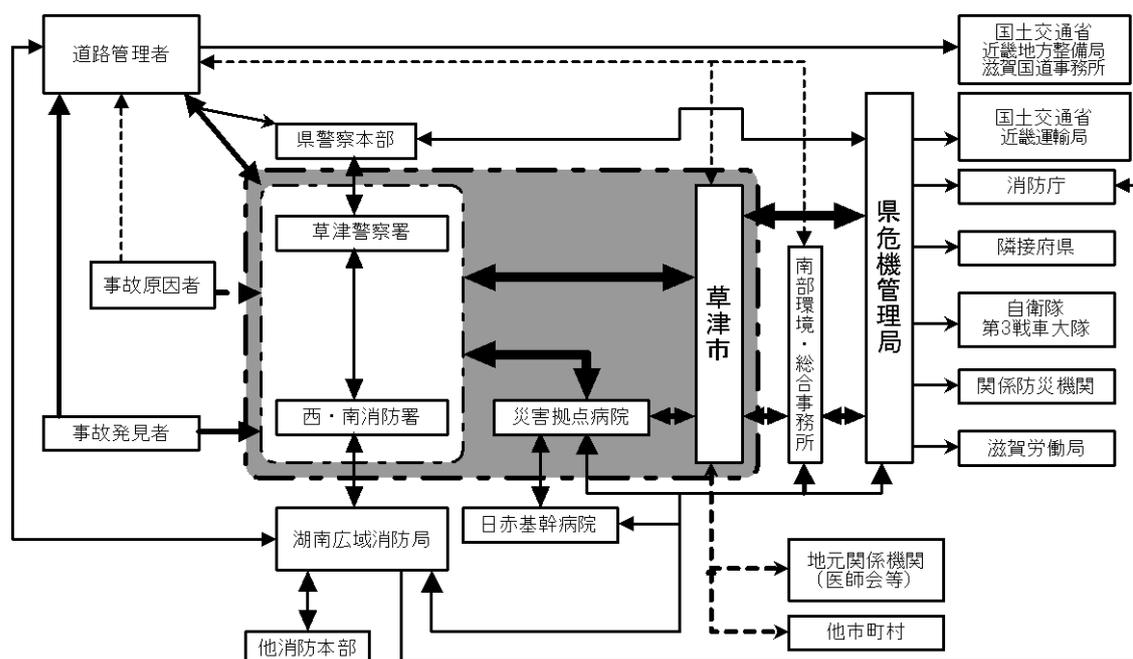
## 第5章 道路事故対策

### 第1節 災害想定

衝突や車両火災、あるいは危険物による災害、または他の災害に起因する道路事故が発生した場合

### 第2節 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



### 第3節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

## 第6章 毒物劇物事故対策

### 第1節 災害想定

毒物・劇物の貯蔵所、取扱所等があり、何らかの原因による火災、延焼、爆発、飛散、漏洩等の災害の発生

### 第2節 災害予防計画

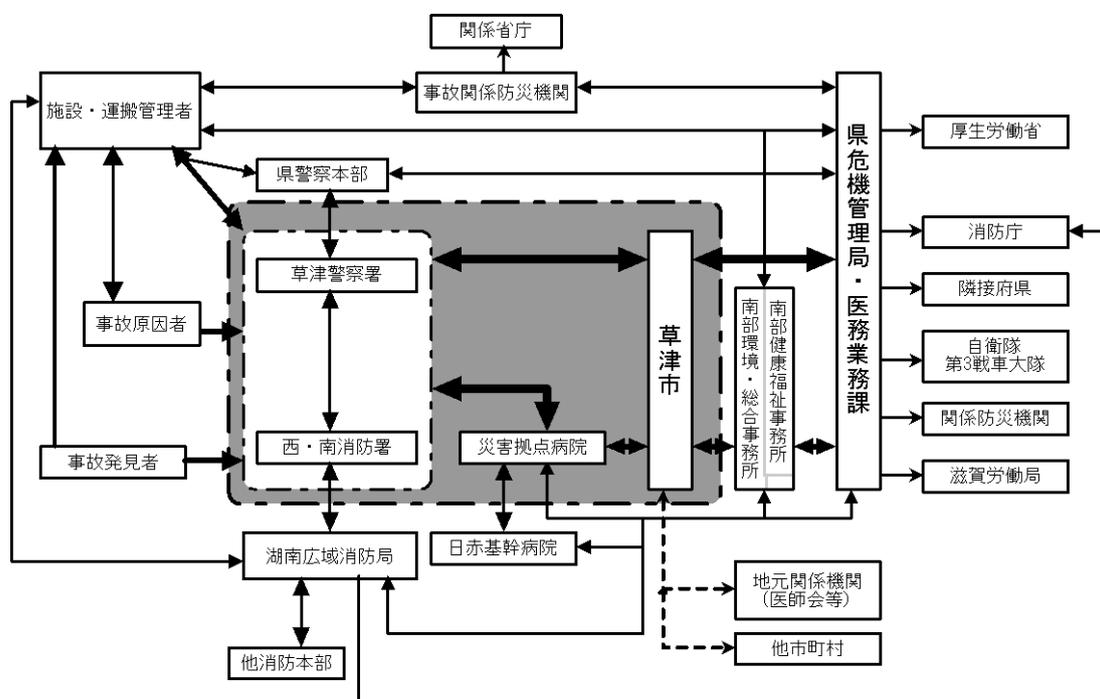
毒物劇物による事故災害への対応は、市民の安全確保が市の責務となるた、対応には防毒マスク等特殊な資機材が必要になる。また、復旧時には汚染された区域の除染が必要であり専門知識や専門的な資機材が必要となる。

このため、市は次の項目に対し体制の確立を図る。

- 第1 情報の収集・連絡体制の整備
- 第2 保安体制の強化
- 第3 資機材の整備
- 第4 避難体制の確立
- 第5 毒物劇物に関する防災教育

### 第3節 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



### 第4節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

## 第7章 危険物爆発事故対策

### 第1節 災害想定

危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等が多数あり、何らかの原因による火災、延焼、爆発、飛散、漏洩、煙の移流等の災害

### 第2節 災害予防計画

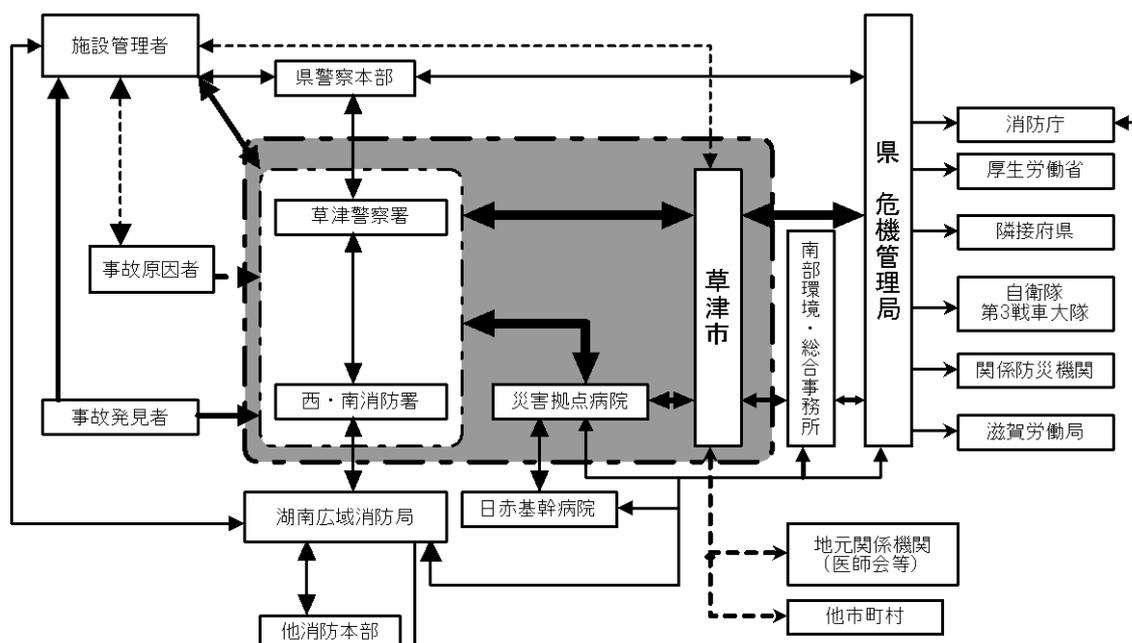
危険物による事故災害への対応は、市民の安全確保が市の責務となるた、対応には防毒マスク等特殊な資機材が必要になる。また、災害対応には専門知識や専門的な資機材が必要となる。

このため、市は次の項目に対し体制の確立を図る。

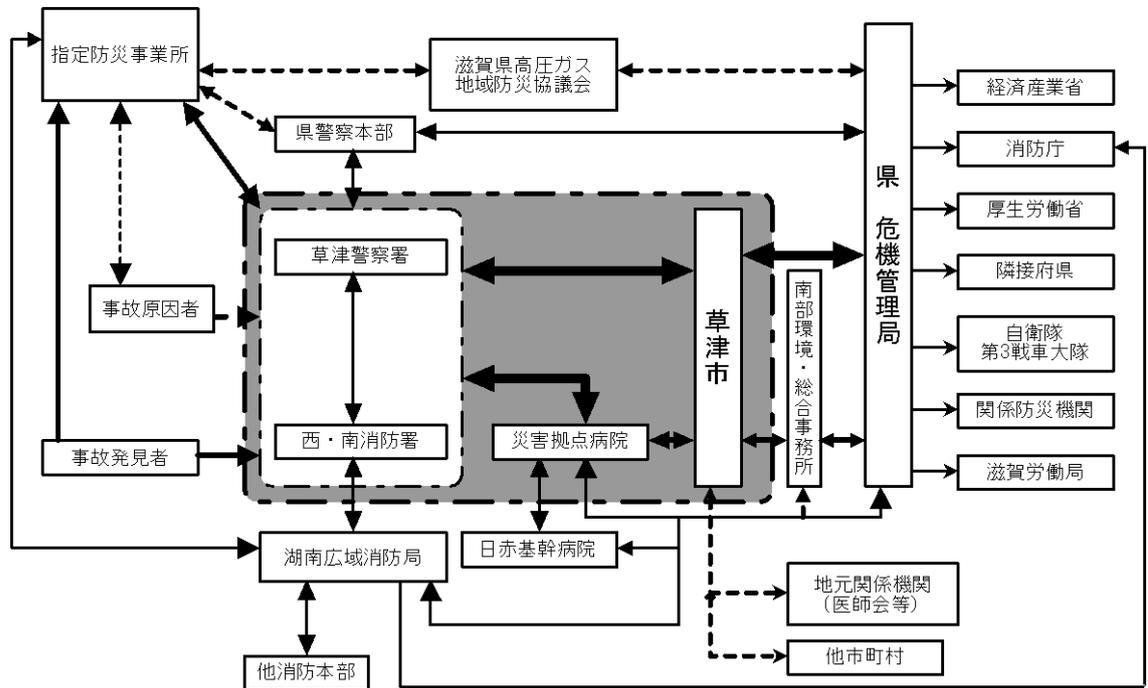
- 第1 情報の収集・連絡体制の整備
- 第2 保安体制の強化
- 第3 資機材の整備
- 第4 避難体制の確立
- 第5 危険物に関する防災教育

### 第3節 情報連絡体制

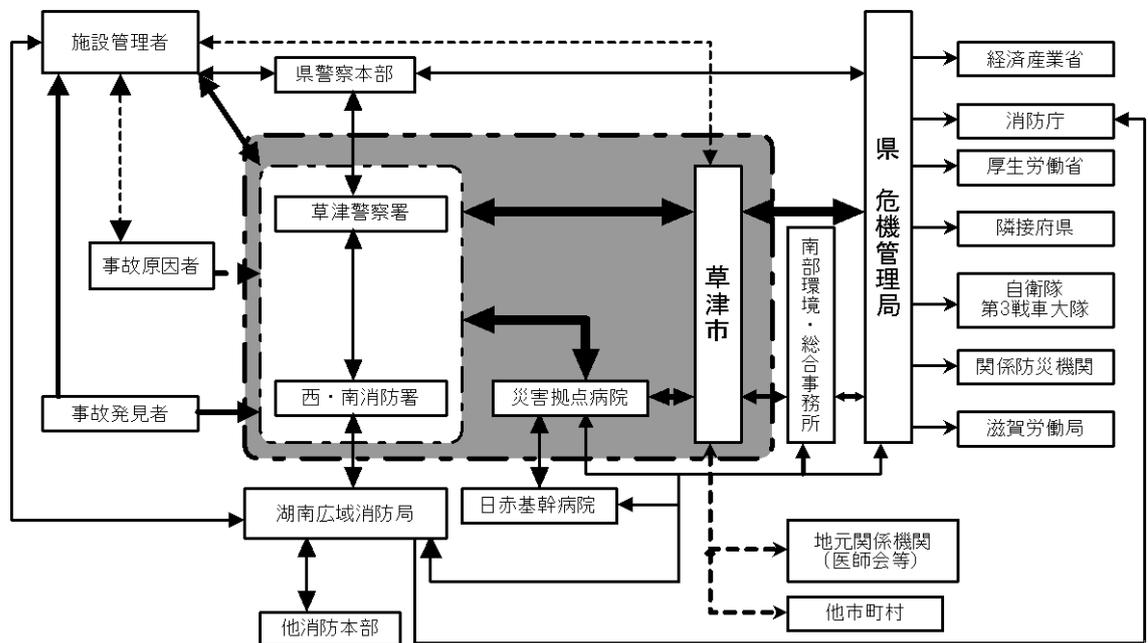
情報連絡体制は次のとおりとする。



危険物情報連絡経路



高圧ガス情報連絡経路



火薬類情報連絡経路

#### 第4節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

## 第8章 大規模火災対策

### 第1節 災害想定

強風や乾燥等の異常気象時等の火災、広域断水時の火災、統発等異常時の火災、高層建物等の大規模建築物の火災や旧街道周辺の狭隘地区や商店街等での火災

### 第2節 災害予防計画

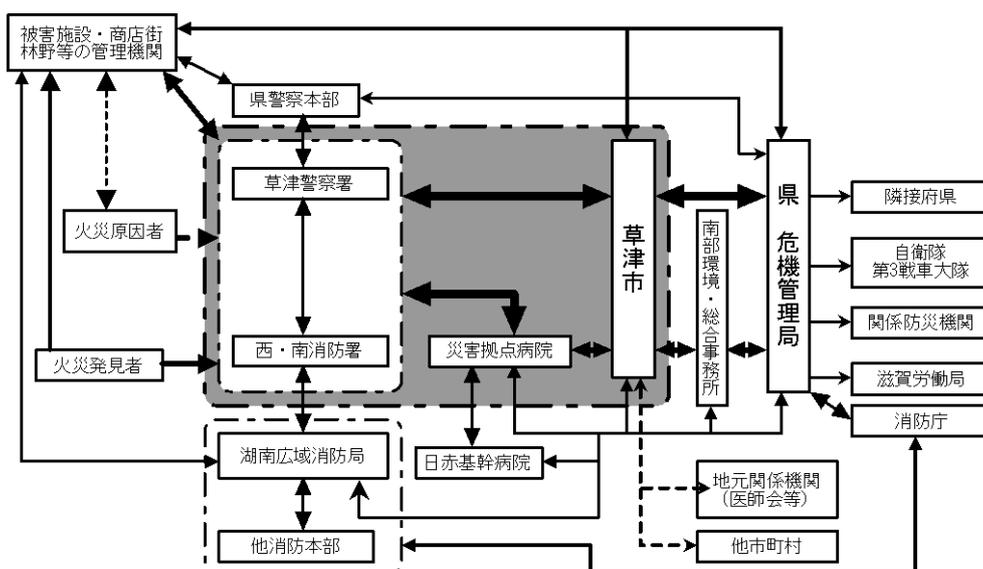
大規模火災対策の基本は、「火を出さないこと、燃えにくくすること、初期に対応すること」であり、予防対策が最も重要である。

一方、歴史的景観遺存地区である旧街道沿いの中心市街地などを代表とする狭隘地域の場合、ひとたび火災が発生すると延焼に発展する可能性が高く、延焼防止のための準備も重要な対策である。このようなことから市は、次の項目の確立・整備・充実化を図る。

- 第1 情報の収集・連絡体制の整備
- 第2 歴史的景観に配慮した計画的な土地利用と市街地整備の推進
- 第3 火災に対する建築物の安全化
- 第4 防火管理者等の指導・教育、予防査察等による指導
- 第5 消防力の整備強化
- 第6 防火知識の普及

### 第3節 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



#### 第4節 基本的な応急対策

基本的な応急対策は、第2部 共通する応急対策による。

